

性犯罪・性暴力対策に関する方針策定のためのワーキンググループの  
設置について（案）

令和5年1月 日  
性犯罪・性暴力対策強化の  
ための関係府省会議決定

1. 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、性犯罪・性暴力対策について、令和5年度以降の「性犯罪・性暴力の強化の方針」の後継となる方針（以下「後継方針」という。）を策定することとされているところ、後継方針の策定に向けて、関係府省が連携して関係者からの意見の聴取及び必要な連絡調整等を行うため、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議の下に、性犯罪・性暴力対策に関する方針策定のための関係府省ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。
2. ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長
構成員	警察庁刑事局捜査第一課長
	法務省大臣官房参事官（総括担当）
	法務省刑事局刑事課参事官
	法務省刑事局刑事法制管理官室参事官
	文部科学省総合教育政策局
	男女共同参画共生社会学習・安全課長
	厚生労働省子ども家庭局総務課長

3. ワーキンググループの庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。